

# 「中小企業プロモーション支援事業（強化支援）」動画製作業務委託仕様書

## 1 件名

「中小企業プロモーション支援事業（強化支援）」動画製作業務委託

## 2 目的

東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する中小企業プロモーション支援事業（以下、「当事業」という。）にて支援対象に選定された支援企業（以下、「支援企業」という。）及び支援企業紹介等の動画製作を行うことで、当事業の認知度向上を図るとともに、都内中小企業の利用促進を図ることを目的とする。

## 3 統一コンセプト

製作する動画について、以下の統一コンセプトに沿うものとする。

「変化し続ける東京の中小企業 20」

- ・当事業の支援企業 20 社は、業種・業界の違いはあれ、時代及び事業環境が激変する中で、新たな知見を取り入れ自らを主体的に変える、変わろうとする中小企業である。
- ・各支援企業の変化対応力、独自の企業発想、製品・サービスの紹介を、統一コンセプトのもとで表現・発信していくことでインパクトを高め、興味喚起を促し、より多くの集客と注目をさらうことを狙っている。

## 4 委託内容

（1）共通を踏まえて、（2）構成の動画を製作すること。

### （1）共通

ア 想定される映像の使用について

（ア）公社のホームページやYouTubeなどの媒体

（イ）当事業が出展する展示会、第88回東京インターナショナルギフト・ショー・秋（以下「ギフト・ショー」という。）や産業交流展などにおける、プロジェクターやデジタルサイネージ等

イ 撮影を行う事業者等への取材調整

- ・支援企業等へ連絡を行い、取材の趣旨を説明し了解を得た上で、撮影のスケジュールなどを調整する。日時・場所等の調整結果及び現状を適宜公社へ報告する。
- ・取材場所は、原則として、東京都・埼玉県の1都1県とする。
- ・取材回数は、1社あたり2～3回程度とする。

ウ 動画素材の撮影、収集及び整理

- ・動画製作に向けて、支援企業へのインタビュー、その他必要な動画素材の収集を行い、必要な動画を抽出して素材の整理を行う。
- ・撮影スタッフは、複数名体制で行うこととし、撮影においては、ディレクターが適切な現場演出を行う。

- ・撮影にかかる機材は本仕様に適した品質を担保できる機材を使用する。

## エ 編集

- ・動画素材等をもとに編集を行う。適宜、演出（コンピュータグラフィックス（CG）、ナレーション、テロップ、BGM・効果音等を適宜、作成及び付加）し、公社の確認を受ける試写（編集確認）を実施する。
- ・BGM、効果音を使用するときは、著作権は無料素材のものを選択すること。万が一、費用等が発生する場合は、受託者の責任において著作権や著作隣接権を持っている本人や会社の許諾を得ること。また、著作権を使用に関する代金がかかる場合は、受託者が負担する。
- ・製作する動画については、必ず公社の確認をもって完成とする。（概ね2回程度の校正を行うものとする。）公社の承認を得られない場合は得られるまで、無償にて修正を行う。

## オ 留意点

- ・プロモーション活動の課題解決や活動推進を検討している、もしくは興味を持っている都内中小企業の経営者や経営幹部などを対象に、当事業の支援企業及び支援内容をわかりやすく、かつ伝える内容、映像を見た人が引き付けられるような魅力的な演出とする。（当事業の事業チラシ等は、別途支給する。）
- ・原則としてナレーションなしでもわかりやすく、限られた時間内でポイントを印象的に伝える。
- ・本仕様の内容について、支援企業等との調整などにより変更となる場合は、契約金額の範囲内において、変更内容に対応すること。

## (2) 構成

今回製作する動画は、下記のア～エから構成される。

ア ・本編全体のオープニングタイトル（1本）

・エンディングタイトル（1本）

時間：各15秒程度

イ ・支援企業の紹介（支援対象企業20社、各社1本×20社分）

時間：各1分程度

ウ ・当事業の事業内容説明動画（1本）

時間：3～5分程度

エ ・インデックス 3種類、各1本

「支援企業紹介」

「ギフト・ショー 出展企業」

「産業交流展 出展企業」

時間：各15秒程度

## 5 提出物について

契約締結後速やかに、「4 委託内容」に記載された事項について、「映像製作企画書」及び「字コンテ」を各1案提出すること。

## 6 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 東京都における平成 31・32 年度物品買い入れ当競争入札参加有資格者で、営業種目が「115：広告代理」又は「116：映像等製作」のいずれかに登録があること。
- (2) 本委託業務に関し十分な知見とノウハウを有し、かつ、企業紹介用 web 動画製作の履行実績、テレビ番組及びCM製作経験を多数有し、多くの履行実績を有する者であること（実績の提示を求めた場合に応じられること）。
- (3) 会社更生法及び民事再生等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

## 7 履行（納品）場所

東京都千代田区神田和泉町 1-1-3 住友商事神田和泉町ビル 9 階  
公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 販路開拓係  
中小企業プロモーション支援事業担当 電話 03-5822-7234

## 8 契約期間

契約締結日の翌日から令和元年 8 月 27 日（火）まで

## 9 納品・検収

- (1) 納品方法：
  - ・パターン毎に適切な CD-ROM やハードディスクブルーレイ ROM 等物理メディアで、以下のパターンにて納品すること。
  - ・パターンごとに別の媒体に保存する。
  - ・データ形式は MPEG-4、FLV の 2 種類とする。なお、ギフト・ショー、産業交流展の出展企業名については、契約締結後に公社から情報を提供する。

### 【パターン 1】

- ①オープニング画像
- ②当事業の事業内容説明
- ③インデックス（支援企業紹介）
- ④インデックス（ギフト・ショー出展企業）
- ⑤支援企業の紹介（ギフト・ショー出展企業）
- ⑥インデックス（産業交流展出展企業）
- ⑦支援企業の紹介（産業交流展出展企業）
- ⑧エンディング画像

## 【パターン2】

- ①オープニング画像
- ②当事業の事業内容説明
- ③インデックス（支援企業紹介）
- ④インデックス（産業交流展出展企業）
- ⑤支援企業の紹介（産業交流展出展企業）
- ⑥インデックス（ギフト・ショー出展企業）
- ⑦支援企業の紹介（ギフト・ショー出展企業）
- ⑧エンディング画像

### (2) 検収

本仕様書の委託内容に記載されている成果物について、会社による検収合格をもって納品すること。

なお、検収において不合格になった場合は、受託者による無償の修正に応じること。

### (3) 納品期限

令和元年8月23日（金）

## 10 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務「4 委託内容」に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及びすべての著作権（著作権第27条及び第28条に定める権利を含む）は、会社に帰属する。

又、受託者は全ての成果物に関し、会社及び会社が許諾した第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

## 11 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により会社の承認を得たときにはこの限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 12 契約事項の遵守・守秘義務

(1) 本契約業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

(2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報や会社の保有個人情報であり、その取扱いについては、別紙1「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

## 13 暴力団等排除に関する特約事項

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙2に定めるところによる。

#### 14 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年都条例第 215 号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 15 支払条件

履行確認後、適法な請求書を提出した日から 30 日以内とする。

#### 16 その他

- (1) この仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

#### 17 担当部署

東京都千代田区神田和泉町 1-1-3 住友商事神田和泉町ビル 9 階  
公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 販路開拓係  
中小企業プロモーション支援事業担当 電話：03-5822-7234